

宇多津町『持ち帰りタブレット端末活用のルール』について

令和3年7月
宇多津町教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末（以下「タブレット」という。）を上手に活用していくことが大切です。タブレットは、みなさんの学習に役立てる道具です。家でも学校と同じ学習ができると、家庭学習に役立つことに加え、休業時や非常時にも大いに活用ができます。

大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、『持ち帰りタブレット活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレットを「安全・安心・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、本人が学習活動に使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使うてはいけません。

2 使用する場面

- ・家庭以外では使用しません。
- ・登下校中はかばんから出しません。
- ・タブレットの使用前と使用後には、せっけんで手指をしっかりと洗います。
- ・持ったまま走ったり、床に置いたりしません。
- ・かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。
- ・湿気の多いところでは使いません。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- ・鉛筆やペンで画面にふれたり、落書きしたり、磁石を近づけるなどは絶対にしません。

3 保管

- ・家庭での保管は、家の中の目の届くところに置いておきます。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落として壊したり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。

4 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
- ・寝る1時間前から後は使いません。

5 安全な使用

- ・インターネットの接続には制限がかけられていますが、もしも、あやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。

6 個人情報など

- ・タブレットを他の人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前、住所、顔写真や電話番号など）はインターネット上に絶対にあげません。
- ・相手をきずついたり、相手にいやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・各機能やサービスを利用するためのアカウントは、各個人に配布されています。アカウント、

パスワードなど他人にわからないように各家庭で厳重に保管してください。

7 カメラで撮影

・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

8 データの保存

・タブレットでのデータ作成やインターネットからのデータ取込みは、学習活動で必要なものだけとします。

9 不具合や故障

・家庭で壊したり、なくしたりした時は学校に連絡します。(土日・祝日は除く)

・不注意による故障、破損・紛失等、事由によっては、保護者が修理代を負担しなければなりません。

10 使用の制限

・宇多津町『持ち帰りタブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。